

ご隠居だより

2021年1月29日
金曜日
第3号



相続法が改正されました

遺言・相続特集(その三)

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」、配偶者居住権・短期居住権など、様々な改正が行われました。その結果従来より柔軟な運用が可能となりました。第三回配偶者短期居住権その他を特集したいと思います。

このたびの民法の改正で配偶者居住権と短期居住権が新設されました。

今回は、前回の続きであ

配偶者が亡くなくても今までどおり、一定期間住み続けることができます



る配偶者短期居住権について事例を通して見ていきましょう。

【事例】

Aは、Bと結婚し、その翌年にCが生まれた。Aは、Cが生まれた翌年に一戸建ての住宅(甲建物)を購入し、甲はAの単独所有名義で登記されている。AとBはその後も甲で同居を継続したが、Cは高校卒業後は一人暮らしをしていた。A

とBの婚姻期間は二十二年荷及んだ。

Aが死亡した後、遺言書はなく、BとCは遺産分割の協議を重ねたが、両者の希望が大きく食い違ったことからなかなか合意できないでいる。Bが無償で居住する権利があるか。

さて改正までの法によるとどうなるでしょう。

旧法には、配偶者の居住について定めた特定の規定は存在していませんでした。判例では、共同相続人の一人(配偶者のみならずその他の相続人も同様です)が被相続人の承諾を得て遺産である建物に同居してきた

配偶者短期居住権とは 配偶者居住権と何が違うのでしょうか

ときは、特段の事情のない限り、その相続人と被相続人の間で、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立したものと推認しています。あくまでも推認であり権利ではありません。

では改正後の法によるとどうなるでしょう。

まず新法では、配偶者について、居住建物を無償で

記規定に基づいて、甲は無償で居住する権利を有します。

ではいつまで居住することができるのでしょうか。法ではその終期は、相続開始から六か月か、遺産分割によりその建物を取得する人が決まった日のどちらか遅い方です。この規定によってたとえ早期に遺産分割協議が成立しても急いで転居先を見つける必要がなくそのため遺産分割協議を故意に遅らせるといったことも回避できます。

さらに、配偶者が移転先を見つけないための時間的猶予ができたことで甲建物を遺産分割によって取得した相続人にも利点があります。配偶者居住権とは異なり短期間で使用収益が可能になるからです。

また配偶者居住権を取得すれば基本的に「終身の間」建物に居住できますが期限があるのは注意が必要です。登記をすることもできませんので第三者にも対抗できません。これは当然ですね。しかしこの権利も成立要件があります。詳しいことは個々の場合に当てはめる必要があります。やはり専門家に相談することが安心です。